

平成 30 年度福岡県高等学校総合体育大会

ヨット競技大会

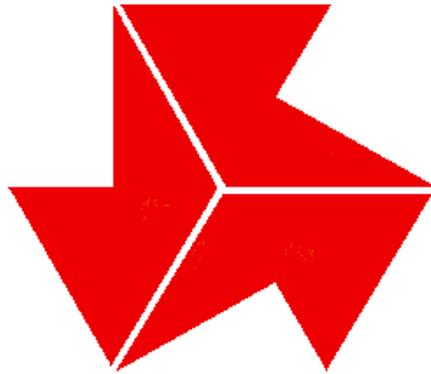
福岡県高等学校ヨット競技大会

(兼第 59 回全国高等学校総合体育大会福岡県予選)

日時：平成 30 年 5 月 20 日(日)・27 (日) 予備日 6 月 3 日 (日)

会場：福岡市西区・福岡市ヨットハーバー

2018



主 催 福岡県高等学校体育連盟

福岡県教育委員会

後 援 (公財)福岡県体育協会

福岡市教育委員会

西日本新聞社

福岡県セーリング連盟

ササキコーポレーション

主 管 福岡県高等学校体育連盟ヨット専門部

帆走指示書

本帆走指示書(SI)における略語表記の意味

【SP】の表記は、レース委員会から審問なしにスタンダード・ペナルティーが課せられる規則。これは規則 63.1 及び A5 を変更している。レース委員会は抗議することもでき、その場合プロテスト委員会は DP を採用できる。

【DP】の表記は、その規則の違反に対するペナルティーを、プロテスト委員会の裁量により失格より軽減することができることを意味する。得点記録の略語は「DPI」。

【NP】の表記は、その規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則 60.1(a) 変更している。

1 規則

- 1.1 本大会には『セーリング競技規則 2017-2020』（以下「規則」という）に定義された「規則」が適用される。
- 1.2 国際 FJ 級クラス規則 C. 5.1 (b) (1) については、以下を適用する。
「電子的計時装置と電子的コンパスは許される。但し、データを相互に関連づけるどのような機能も持ってはならない。」

2 競技者への通告

競技者への通告は、陸上本部に設置された公式掲示板に掲示する。

3 帆走指示書の変更

帆走指示書(以下「指示」という)の変更は、それが発効する当日の 9:00 までに掲示する。但し、レース日程の変更は、発効する前日の 17:00 までに掲示するとともに、関係各校に通知する。

4 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、陸上本部前の信号柱に掲揚する。
- 4.2 回答旗が陸上で掲揚された場合、レース信号『回答旗』中の「1分」を「30分以降」と置き換える。
- 4.3 【DP】音響信号 1 声と共に掲揚される D 旗は、「予告信号は D 旗掲揚後 30 分以降に発せられる」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない。

5 レース日程

5.1 レース日程

レース日	時刻	内容
5/20 (日)	08:30	ブリーフィング
	09:00	開会式
	10:25	最初のレースのスタート予告信号予定時刻
5/27 (日)	08:30	ブリーフィング
	09:55	最初のレースのスタート予告信号予定時刻
	17:30	閉会式
6/3 予備日	09:55	最初のレースのスタート予告信号予定時刻

5.2 レース数

各クラスとも 6 レースを予定する。1 日に行われるレース数は最大 4 レースとする。

5.3 スタートは原則的に男女 420 級、男女 FJ 級、男女シングルハンダー級の順で行う。但し、レースの進行上スタート順を変更することがある。

5.4 1 つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を発する最低 5 分以前に、音響 1 声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。

6 クラス旗

クラス旗は次の通りとする。

クラス	旗
男 420 級	420 旗(白地に青)
女 420 級	420 旗(白地に赤)
男 FJ 級	FJ 旗(白地に青)
女 FJ 級	FJ 旗(白地に赤)
男女シングルハンダー級	レーザー級旗

7 レース・エリア、スタート・エリア

7.1 別添図 A にレース・エリアの位置を示す。

7.2 スタート・エリアは、スタート・ラインのコース・サイド側、プレスタート・サイド側にそれぞれ 50m、スタート・マークの両端から外側へそれぞれ 50m の四角で囲まれたエリアとする。

8 コース

8.1 下記見取り図は、通過するマークの順序、各マークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

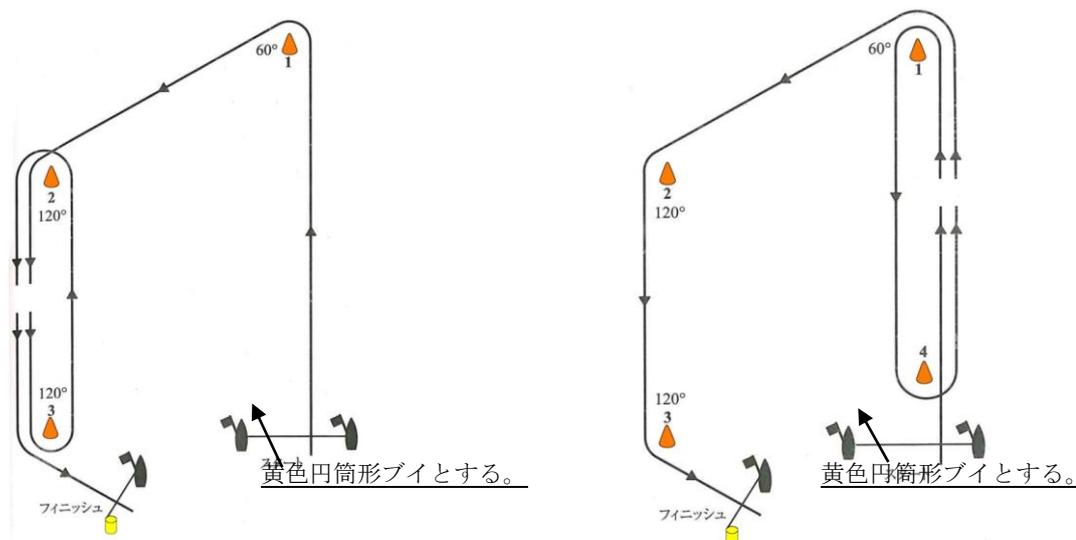
アウター・ループ

インナー・ループ

O1.....S-1-2-3-F

O2.....S-1-2-3-2-3-F

I2.....S-1-4-1-2-3-F



8.2 予告信号以前に、レース委員会信号艇に艇の帆走すべきコースを示すコード (O1、O2、I2、) 及び最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9 マーク

- 9.1 マーク 1、2、3 及び 4 は、オレンジ色円錐形ブイとする。
- 9.2 指示 11 に規定する新しいマークは、水色円錐形ブイとする。
- 9.3 スタート・マークはスターボードの端にあるレース委員会信号艇とポートの端にある黄色円筒形ブイとする。
- 9.4 フィニッシュ・マークはポートの端にあるレース委員会艇とスターボードの端にあるオレンジ色円筒形ブイである。

10 スタート

- 10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上でオレンジ色旗を掲揚しているポールと、ポートの端のスタート・マークのコース側との間とする。
- 10.2 【DP】【NP】 予告信号が発せられてない艇は、他のレースのスタート手順の間、スタート・エリアを回避しなければならない。
- 10.3 スタート信号後、4分より後にスタートする艇は、審問なしに『スタートしなかった (DNS)』と記録される。これは規則 A4 と A5 を変更している。

11 コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し(またはフィニッシュ・ラインを移動し)、実行できれば直ちに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、ポートの端にあるフィニッシュ・マーク上にオレンジ旗を掲揚しているポールと、スターボードの端のフィニッシュ・マークのコース側との間とする。

13 ペナルティー方式

- 13.1 規則 42 (推進方法) 違反に対し、付則 P が指示 13.2 により変更されて適用される。
- 13.2 規則 P2.3 は適用されず、規則 P2.2 を変更し『2 回目以降のペナルティーには P2.2 が適用される』とする。
- 13.3 指示 17.3 の出艇帰着申告の手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会はスタンダード・ペナルティーを課す。その艇は『フィニッシュしなかった』艇より悪い得点が与えられることはない。
- 13.4 出艇申告違反の場合は直後に行われたレース、帰着申告違反の場合は直前に行われたレース、出艇帰着ともに申告しなかった場合はその間に行われた全てのレースに対し、ペナルティーが与えられる。
- 13.5 【SP】 が記された規則に対するスタンダード・ペナルティーのリストは、1 日目の 08:00 までに掲示される。得点記録の略語は「STP」とする。これは規則 A11 を変更している。

14 タイム・リミット、フィニッシュ・ウィンドウ、ターゲット・タイム

- 14.1 タイム・リミットとフィニッシュ・ウィンドウ、及びターゲット・タイムは、以下のとおりとする。

クラス	タイム・リミット	マーク1のタイム・リミット	フィニッシュ・ウィンドウ	ターゲット・タイム
男子 420	55 分	20 分	15 分	40 分
男子 FJ	55 分	20 分	15 分	40 分
女子 420・FJ	55 分	20 分	15 分	40 分
男女シングルハンダー	45 分	20 分	15 分	30 分

- 14.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しなかった場合、レースは中止される。
- 14.3 ターゲット・タイムどおりにならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。
- 14.4 規則 30.3 及び 30.4 に違反しないで先頭艇が規則 28.1 に従いコースを帆走してフィニッシュした後、フィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった(DNF)』と記録される。これは規則 35、A4 および A5 を変更している。
- 15 抗議と救済要求**
- 15.1 抗議しようとする艇は、フィニッシュ後、フィニッシュ・ライン付近に位置する B 旗を掲げたレース委員会艇に抗議の意志を口頭で伝えなければならない。この項は、規則 61.1(a)を変更（追加項目）している。
- 15.2 抗議書はプロテスト委員会事務局で入手できる。抗議および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内にプロテスト委員会事務局に提出されなければならない。
- 15.3 各クラスに対して、抗議締切時刻はその日の最終レース終了後 60 分とする。抗議締切時刻は掲示される。
- 15.4 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告を掲示する。審問はセーリングハウス 1 階のプロテスト・ルームにて掲示された時刻に始められる。
- 15.5 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、規則 61.1(b)に基づき伝えるために掲示する。
- 15.6 指示 13.1 に基づき規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、掲示される。
- 15.7 規則 77、付則 G、レース公示の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は規則 60.1(a)を変更している。またクラス規則及びレース公示違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、【DP】とすることができる。
- 15.8 審問再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。
- (a) 要求する当事者が 5/20 に判決を通告された場合、5/27 の抗議締切時間内。
- (b) 要求する当事者が 5/27 に判決を通告された場合、通告された後 20 分以内。
予備日を使うこととなった場合は、6/3 の抗議締切時間内。
- (c) 要求する当事者が 6/3 に判決を通告された場合、通告された後 20 分以内。
この項は、規則 66 を変更している。
- 15.9 大会最終日では、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 20 分以内に提出されなければならない。これは、規則 62.2 を変更している。

16 得点

- 16.1 シリーズが成立するためには、1 レースが完了しなければならない。

- 16.2 艇のシリーズの得点は次の通りとする。
- (a) 3レース以下しか完了しなかった場合、レース得点の合計とする。
 - (b) 4レース以上完了した場合、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。

17 安全規定

- 17.1 【SP】【NP】乗員届は、第1レース出艇申告時に通報部へ提出しなければならない。その後乗員の変更を行う場合は、その都度、乗員変更届を通報部へ提出しなければならない。乗員の変更は、事前に登録された艇の乗員間でなければならない。
- 17.2 【SP】【NP】引き続きのレースで海上にて乗員交代した場合は、レース委員会艇に口頭で伝えなければならない。乗員変更届は帰着後速やかに提出しなければならない。
- 17.3 【SP】【NP】出艇・帰着申告は、通報部の出艇帰着申告所において、艇長の署名により行う。出艇申告はスタート予告信号予定時刻の60分前から20分間受付ける。帰着申告は帰着後速やかに行わなければならない。その日の最終レース終了後は、遅くとも、抗議締切時間内に完了しなければならない。
- 17.4 レースからリタイアする艇（出艇しない艇を含む）は、できるだけ早くレース委員会に伝え、リタイア報告書を通報部へ提出しなければならない。
- 17.5 レース委員会及びプロテスト委員会は、艇及び乗員が危険な状態であると判断した場合、艇に対して、リタイアを勧告できる。また緊急救助の必要があると判断した場合は、競技者の意志に拘わらず強制的に救助を行うことができる。艇は、救助されたことを、救済要求の根拠としてはならない。これは規則62.1(a)を変更している。
- 17.6 【DP】【NP】レース委員会は、FJ級に対し、アンカー・アンカーロープの搭載を指示することがある。この場合、事前に公式掲示板に掲示される。
- 17.7 艇は、安全のためにマスト・トップに浮力体をつけることができる。

18 【DP】【NP】乗員の交代と装備の交換

- 18.1 事前に登録された艇の乗員以外の乗員の交代は、正当な理由（乗員の病気怪我等）と、レース委員会の書面による事前承認がないかぎり許可されない。
- 18.2 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会に行わなければならない。

19 【DP】【NP】装備と計測のチェック

艇

または装備は、クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。海上で艇は、レース委員会により、検査のために直ちに指定したエリアに向かうことを指示されることがある。

20 運営艇

大会運営艇の標識は、次の通りとする。

- ・レース委員会艇はピンク旗を掲揚している。但し、スタート及びフィニッシュ業務中は、ピンク旗を掲揚しない。
- ・プロテスト艇は白地に赤で「P」と書かれた旗を掲揚している

21 【DP】支援艇

- 21.1 チーム・リーダー、コーチその他の支援者は最初にスタートするクラスの準備信号

の時刻から全ての艇がフィニッシュもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。

22.2 支援艇を出艇させる場合は、レース委員会に事前に届出なければならない。支援艇は支給された緑旗を掲揚しなければならない。

21.3 レース委員会シグナル艇に「数字旗 8」が掲揚された場合、指示 21.1 は適用されない。全ての支援艇は救助活動に従事しなければならない。この旗はレース中であっても掲揚されることがある。

21.4 指示 21.1、21.2、21.3 に従わなかった場合、レース委員会は、支援者及び支援艇に関連する全てのレース艇に対し抗議することができる。

21.5 チーム関係者（部長・監督・コーチ・部員・OB・OG等）が乗艇しているレース委員会艇及び救助艇は、レース中以外は支援艇になり得る。支援行為をする場合、緑旗を掲揚しなければならない。これらの艇は指示 21.1 の事前の届出は要しない。

22 ごみの処分

ごみは、支援艇または大会運営艇に渡してもよい。

23 【DP】【NP】無線通信

緊急の場合を除き、レース中の艇は、音声やデータを送信してはならず、かつ、全ての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。

24 賞

レース公示のとおり、各種目別に賞を与える。

25 責任の否認

競技者は、完全に自己の責任で大会に参加している。規則 4「レースをすることの決定」参照。主催団体は、大会前、大会中または大会後と関連して受けた物理的損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

別添図 A：レース・エリア



潮汐表（福岡船だまり）

5/20（中潮）		5/27（中潮）		6/3（中潮）	
満潮	干潮	満潮	干潮	満潮	干潮
01：19	06：47	08：11	14：40	00：34	05：58
12：49	20：00	20：55	記載なし	11：53	18：36